

本庄市人事行政の運営等の状況を公表します

人事行政の運営における透明性を高めるため、平成25年度の市職員の採用・退職・給与・勤務時間その他の勤務条件・研修などの状況について、次のとおり公表します。

※特に記述のないものは、平成25年4月1日現在の状況です。

★行政管理課 ☎1160

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用の状況 (平成25年度)

	事務職	技術職	合計
採用者数計	30(13)人	4(2)人	34(15)人

(注) () 内は、女性の数で内書きとなっています。

(2) 退職の状況 (平成25年度)

	事務職	技術職	技能労務職	合計
定年退職	5(0)人	2(2)人	1(0)人	8(2)人
勸奨退職	4(0)人	2(1)人	0人	6(1)人
自己都合退職	0人	0人	0人	0人
その他(死亡、免職等)	0人	0人	0人	0人
計	9(0)人	4(3)人	1(0)人	14(3)人

(注) () 内は、女性の数で内書きとなっています。

(3) 部門別職員数の状況 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	
		平成24年	平成25年		
普通会計	一般行政	議 会	6人	6人	0人
		総 務	130人	136人	6人
		税 務	46人	57人	11人
		民 生	99人	93人	-6人
		衛 生	33人	33人	0人
		農 業	2人	2人	0人
		林 業	13人	14人	1人
		水 産	6人	5人	-1人
		商 工	72人	65人	-7人
		計	407人	411人	4人
普通会計	教 育	60人	58人	-2人	
	小 計	467人	469人	2人	
公営企業等会計	水 道	水 道	16人	16人	0人
		下 水	15人	16人	1人
		其 他	30人	30人	0人
	小 計	61人	62人	1人	
合 計		528人	531人	3人	

(4) 級別職員数の状況

① 一般職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
7級	部長・局長・参事	17人	3.3%
6級	課長・副参事	45人	8.7%
5級	課長補佐・主幹	87人	16.8%
4級	係長・主査	172人	33.1%
3級	主任・主事・技師	77人	14.8%
2級	主事・技師	81人	15.6%
1級	主事補・技師補	40人	7.7%

② 技能労務職

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
3級	自動車運転手・技	6人	54.5%
2級	能員・用務員・調	5人	45.5%
1級	理員	0人	-%

(注1) 職員数の合計は530人です(部門別職員数の合計から教育長を除いたもの)。

- 本庄市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
- 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

2 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況 (平成25年度 普通会計決算)

住民基本台帳人口(平成25年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成24年度の人件費率
人	千円	千円	千円	%	%
79,617	27,403,236	2,377,205	4,032,976	14.7	15.9

(注1) 人件費とは、常勤の職員に対する給料、職員手当及び共済費、非常勤特別職の職員に対する報酬、社会保険料等をいいます。

2 普通会計とは、一般会計、特別会計等の各会計で経理する事業の範囲が、各自治体で異なっているため、統一した基準で整理して比較できるようにした統計上の会計区分をいいます。

(2) 職員給与費の状況 (平成25年度 普通会計決算)

職員数 A	給 与			計 B	一人当たり給与費 B/A
	給 料	職員手当	期末・勤労手当		
人	千円	千円	千円	千円	千円
468	1,747,924	242,284	637,035	2,627,243	5,614

(注) 職員数は、平成25年4月1日現在の教育長を除いた普通会計に属する一般職の人数です。

(3) 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.6歳	321,400円	366,087円

(注) 一般行政職とは、国の指定統計調査である地方公務員給与実態調査等において職種を区分する際に用いられるもので、企業職、技能労務職、教育職等を除いた職員をいいます。

(4) 初任給の状況

区 分	大学卒	短大卒	高校卒
一般行政職	178,800円	161,600円	149,800円

(5) 期末・勤労手当の支給割合 (平成25年度)

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.225月分	1.375月分	2.60月分
勤労手当	0.675月分	0.675月分	1.35月分

(6) 特別職等の報酬等の状況 (平成25年度)

区 分	報 酬 月 額 等
給料	市 長 890,000円
	副 市 長 756,000円
	教 育 長 697,000円
報酬	議 長 425,000円
	副 議 長 374,000円
	議 員 353,000円
期末手当	市長・副市長・教育長 3.9月分 (注3) 減額あり
	議長・副議長・議員 3.9月分

(注1) 給料について、下記のとおり減額措置を行いました。
平成25年4月1日～6月30日 市長10% 副市長及び教育長 5%
平成25年7月1日～平成26年3月31日 市長15% 副市長及び教育長 10%

- 報酬について、下記のとおり減額措置を行いました。
平成25年7月1日～平成26年2月4日 議長、副議長及び議員 2.3%
- 期末手当について、市長は20%、副市長及び教育長は10%の減額措置を行いました。



ストップ滞納！～11月から1月までは、滞納整理強化期間です～

★収納課 ☎ 1120

市民のみなさんから納めていただいた市税は、まちづくりや市民サービスの提供に欠かせない財源です。ほとんどのみなさんは、この大切な市税（市県民税・固定資産税・都市計画税・軽自動車税・国民健康保険税）を納期限内に納めていただいています。一部には納税が遅れている人もいます。当市を初め県内63市町村と埼玉県では「滞納整理強化期間」を設け、期間中は「ストップ！滞納」を合言葉に徴収対策を重点的に進めます。市税が未納になっている人は、お早めに納付をお願いします。

滞納処分についてお答えします

Q 税金を納めない場合の滞納処分とは、どのようなことですか。

A 税金は、各納期限内に納めていただくものですが、遅れると、督促状や催告書が送られます。それでも納付がない場合は、他の納税者との公平性を保つため、財産の差押えを実施します。そして、差押えた財産を公売等によりお金に換えて、滞納の税金にあてます。この一連の事務手続きを「滞納処分」といいます。

債権差押の例示（銀行、生命保険、勤務先）



差押えなどは相談せずに実施します

納税のない人に対しては、給与・預貯金・生命保険・不動産・自動車などの財産の差押えを実施します。この財産の差押えは、国税徴収法により事前に相談することなく行います。

また、財産調査を実施しても財産を発見することができない場合は、滞納者の了解を得ることなく自宅などを検索する場合があります。

★収納課 ☎ 1120

市税の納付は口座振替をご利用ください

手続方法 市内の各金融機関にある口座振替申込書に必要事項を記入し、直接金融機関の窓口へ提出してください。

用意 通帳、届出印

※お申し込み日の翌月分以降のものから振り替えを開始します。

※専用はがきによる口座振替の郵送手続きも行っています。専用はがきをご希望の人は、収納課へご連絡ください。専用はがきによる手続きの場合は、お申し込みの翌々月分の納期から口座振替が開始されますのでご注意ください。

★収納課 ☎ 1181

Q どのような財産を差押えるのですか。

A 給与、預貯金、生命保険、売掛金、不動産、自動車、動産（貴金属類、腕時計、ハンドバック等）などの財産を差押えします。

不動産の差押から公売



動産のイメージ図



勤務先調査



Q どのようにして、財産を調査するのですか。

A 各金融機関に対する預貯金の調査や、勤め先への給与調査、取引先への売掛金調査などを行います。

国民健康保険税は 社会保険料控除の対象になります

年末調整の社会保険料控除として、納付済みの国民健康保険税額が申告できます。

領収書の紛失などで納付額が分からない人には、納付額を記載した「国民健康保険税納付額確認書」を交付しています。確認書が必要な人は、収納課までお越しください。

なお、これとは別に、国民健康保険税を納付した人には、確定申告の時期に、ご自宅に確認書を郵送します。

用意 運転免許証や保険証など本人確認できるもの（窓口に来た人と、国民健康保険税の納税義務者が同一世帯でない場合は、委任状も必要です。）

※窓口に来られない場合は、世帯主の住民登録地に郵送することもできますので、収納課へご連絡ください。

※電話での問い合わせでは、納付額はお答えできませんので、ご了承ください。

★収納課 ☎ 1181